

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工程関係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり	☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☒ 制限する工種名（ 国道車道・歩道施工 ） 施工時期及び施工時間（ 夜間施工 ） 制限期間（ 工事抑制期間、イベント開催時 ） 施工方法（ 埋蔵文化財包蔵地の範囲内のため松阪市文化財センターの指示による。 ）
	☒ 工期	☒ 工期については、繰越手続き完了後、令和 9 年 12 月 3 日まで工期延長を可能とします。
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）
	☒ その他（ ）	☐ コミュニティバス(運航ルート及び時刻を確認し、地域振興課と協議すること。) ☒ 国道規制時、道路規制情報システムの登録及び入力を行うこと。
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議（ ） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議（ ）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離(L＝ km) ☐ 使用条件・復旧方法（ ）
	☐ 仮駐車場の借地期間	☐ 対象工事（ ☐ 下水道工事（ ヶ月） ☐ 水道工事（ ヶ月） ☐ その他（ （ ヶ月）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目（ ☒ 騒音 ☒ 振動 ☒ 水質 ☐ 粉じん ☒ 排出ガス ☐ その他（ ） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工時期（ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
	☐ 上記調査は右欄に示す基準を適用する。	☐ 調査要件 補償コンサルタント登録されていること(事業損失部門) ☐ 工損調査共通仕様書(三重県)【最新版】部分改訂を行った内容も含む ☐ 中部用対連発行の当該年度「損失補償算定標準書」から採用した算定基準コード番号、建設物価、積算資料、積算ポケット手帳 コスト情報等の算定根拠資料を明示し、発行年月等のページを記載すること。
	☒ 環境調査	☒ 工事着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。 なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☒ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ） ☒ 交通誘導警備員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ） ☒ ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数:交通誘導警備員 A:昼 10 人 B:昼 21 人 A:夜 22 人 B:夜 66 人 (注:指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) 尚、配置人員は A:1人、B:2人から4人 を基本とする。(配置できない場合は変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等(配置人員、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議 すること。工事着手後、計画を変更する必要性が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定め る作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画 をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ） ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他(下水道管)） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ☐ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ☐ ）） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ☐ ） ・制限内容（ ☐ ）
安全対策関係	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり ☒ 現場での安全確保(自主施工の原則) ☐ その他（ ☐ ）	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 ☐ その他（ ☐ ）
工事用道路関係	☐ 一般道路(搬入路)の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり ☐ その他（ ☐ ）	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ その他（ ☐ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり ☐ 水替工(締切排水工) ☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ 足場工 ☐ その他（ ☐ ）	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 転用あり（ ☐ 回） ☐ 兼用あり（ ☐ ） ☐ その他（ ☐ ） ☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工(締切排水工)の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工(締切排水工)完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ ） ☐ 別途協議） ☐ 施工方法（ ☐ ） ☐ 本工事施工のために設置する足場については、下記数量を計上している。ただし、現場条件及び構造変更等により変更が生じる場合は、監督員と協議することができるものとする。 橋梁名（ ） 設置面積（ m2） 供用日数（ カ月） ☐ その他（ ☐ ）
排水工(湧水処理を含む)関係	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ☐ 水質調査の必要あり ☐ その他（ ☐ ）	☐ 項目及び基準値（ ） ☐ 調査項目（ ） ☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離(L＝ km) ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☒ 建設発生土受入地未定	☒ 受入地未定につき別途協議する。（ ☒ 暫定運搬距離L＝ 8 km、 ☒ その他（ 処分費用は原則無償とする。 ））
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☒ アス塊 ☐ 木材 ☒ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☒ 産業廃棄物の処分地（ ☒ 再生処分場（ ） ☒ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ）） ☐ 別途協議（ ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件（ ） ☒ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 ☒ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 中頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
	☒ その他（ 架空線・地下埋設物）	☒ その他（以下の架空線、地下埋設物等について、事前に各管理者の立会確認を行うこと。なお、これら以外の埋設物等が予想される場合は監督員と協議を行うこと。） ☒ 架空線（ ☒ 電気 ☒ 電話 ☒ 通信 ☐ その他（ ）） ☒ 埋設物（ ☐ 電気 ☒ 電話 ☐ 通信 ☒ 下水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ 施工における注意事項	☐ 工事着手前、工事中及び完了後において、地下水、水質の調査を「薬液注入工法による建設工事に関する暫定指針」の規定に基づき観測井戸において行い、影響がでないように十分調査を行うこと。影響がでるようであれば対策を講じること。また、施工計画書に上記における調査方法や時期について明記し適切に管理すること。
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり	☒ 再生材の種類（ ☒ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☒ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☒ 埋戻し材 ☒ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☒ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
その他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所() 期間() その他()
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名() 数量() 保管場所() その他()
	☐ 支給品あり	☐ 品名() 数量() 引渡場所()
		時期(令和 年 月 日) その他()
	☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法(☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他())
		☐ 引渡場所(☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他())
		数量() 運搬距離(L= km)
	☐ 現場環境改善費適用工事	☐ 現場環境改善の内容(率分)()
		☐ 現場環境改善の内容(積上)()
	☒ その他(地元調整について)	☒ その他(本工事及び関連工事に伴う地元周知等を実施すること。)
	☐ その他(大型土のう袋について)	☐ その他(大型土のう袋は用途を土木用としている製品を使用すること。耐候性大型土のう袋は「耐候性大型土のう積層工法」設計施工マニュアル(一般財団法人 土木研究センター)に準拠した製品を使用すること。)
	☐ その他(油漏れ対策について)	☐ 河川内においては、原則、重機及び発電機等へ給油作業を行わないこと。また、給油作業を行う場合は、ブルーシート敷設等、地面への油漏れ防止措置を行い、監督員の承認を受けること。なお、吸着マットを常設すること。
	☒ その他(品質管理試験費について)	☒ その他(三重県公共工事共通仕様書のなかで必須となっている品質管理項目及び試験頻度の費用については、技術管理費に率計上されているが、これ以外又はこれ以上に実施するときの追加分の費用は受注者の負担とする。)
	☒ 路面復旧の指定あり	☒ 舗装道路の路面復旧は、当日仮舗装を施工すること(☐ 協議箇所あり ☐ その他() ☐ 別途協議)
	☐ 前払い金の請求について	☐ 本工事において、前払金の請求を行う場合は、以降にできるものとする。
適用条件	☐ 鋼材スクラップ費について	☐ 鋼材スクラップ費については、変更設計時に精算するため当初設計においては計上しておりません。
	☐ 管路埋設部の液状化対策について	☐ 三重県通達「下水道工事における埋戻部の液状化対策(案)」に基づき現地の品質管理を行うこと。
	☐ 委託業務の試掘箇所について	☐ 委託業務に関する試掘箇所平面図の ○○町 の 箇所については、日程を工事担当者と事前に調整を行い実施すること。
	☐ 公共汚水ます設置及び承諾書の配布回収について	☐ 「阪南市公共汚水ます設置基準」に基づき、地権者又は権利者と現地立会を行い公共汚水ます設置場所を決定し、署名された公共汚水ます設置承諾書の回収及び現地立会写真を提出すること。また、宅内排水設備工事は地権者負担となるため適切な位置に設置すること。
	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書【最新版】を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改定版))
		☒ 三重県公共工事共通仕様書 第1編 1章 1-1-1-3 2.設計図書の照査 に基づく照査を実施すること。 また、照査の実施において契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。
		☒ 「土木構造物設計マニュアル(案) 土木構造物・橋梁編」を適用
		☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書【最新版】を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)
		☐ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書【最新版】を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。
		☐ 支援技術者 (1) 本工事は現場における現場技術業務を[例示一(公財)三重県建設技術センター]に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。
		(2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。
		(3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。
		(4) 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者:

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	☒ 適用条件	☒ 設計変更(工事一時中止)を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン(三重県県土整備部 平成29年7月)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☒ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す「設計変更に伴う契約変更のガイドライン」(最新版)を参考とする。(松阪市HP「入札の広場(工事)」を参照) ☐ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ☒ 水道工事標準仕様書(日本水道協会)最新版を適用 ☐ 松阪市型下水道用マンホール铸铁蓋設置基準書、松阪市型下水道用マンホール铸铁蓋施工基準書 ☐ その他()
	☒ 使用材料の指定あり	☒ 日本水道協会(JWWA)認定品または、JIS製品
監督の区分 (共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3)	☐ 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。) ☐ 重点監督	重点監督の場合【注:全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種() ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☐ 契約後VE方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☒ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☒ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
電 子 納 品	☒ 工事完成図書(工事写真含む) ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、(☒ 2部 ☐ ()部)とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和 7 年 7 月改訂)を適用 ☒ 松阪市デジタル写真管理試行基準(平成 21 年 5 月改訂)を適用
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	☒ 工事カルテ作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	☐ 下請企業の次数制限	☐ 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年9月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
市内企業 優先使用	☒ 市内企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を松阪市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
市内産製品 優先使用	☒ 建設資材の市内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☒ 工事実態調査	☒ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等 未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
週休2日制工事	☒ 週休2日制工事の実施について	☒ 週休2日制工事にあたっては、土曜日及び日曜日を休工とすることを原則とし、別添の特記仕様書の内容を遵守すること。
監理技術者等の 兼務	☒ 監理技術者等の兼務	☒ 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、それぞれ「監理技術者等の兼務について（専任特例1号）」、「監理技術者の配置について（専任特例2号）」、「営業所技術者等の兼務について」に記載の要件を全て満たすこと。
熱中症対策	☒ 熱中症対策について	☒ 「松阪市 熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和7年6月版]」を適用
竣工図の作成	☒ 竣工時納品物	☒ 給水原簿竣工図 引込み箇所各1部 ☒ CDデータ納品（TIFF白黒）300dpi以上
施工資格条件	☒ 有資格者の施工指定あり	☒ 不断水丁字穿孔工・エアバック止水工（技能講習修了者） ☒ ダクト用鋳鉄管 小口径φ450mm以下（（社）日本水道協会 技能登録者 一般・耐震） ☒ 配水用ポリエチレン管（技能講習修了者） ☐ ダクト用鋳鉄管 大口径φ500mm以上（（社）日本水道協会 技能登録者 大口径管）
適用条件	☒ 情報共有システムについて	☒ 当工事は、ASP（情報共有システム）対象工事とするが、止むを得ない事情がある場合は、契約後監督員と協議し、対象外とすることができる。 尚、ASPを利用する場合は、情報共有システムの試行に関する特記仕様書を参照すること。 また、ASP（情報共有システム）のシステムによって、セキュリティ等により接続出来ない場合は、協議により従来通りの納品とすることができる。
特例措置	☒ ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について	☒ 受注者は、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況に対応するため、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により追加が必要となる経費について変更の協議を請求することができる。 詳細は松阪市のホームページに掲載していますのでご確認ください。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

松阪市

令和8年9月

水 道 用 使 用 材 料 一 覧 表

材 料 名	JIS, JWWA 他規格	適 用	記 号
ダクトイル鋳鉄管	JDPA G 1049	G X形ダクトイル鋳鉄管（直管、異径管及び継ぎ手材料）	DIP. GX
ダクトイル鋳鉄管	JIS G 5526	内面 エポキシ樹脂粉体塗装	DIP. NS
（普通押輪、特殊押輪）	JWWA G 113	（フッ素樹脂塗装合金ボルト・ナット同等品以上）	
ダクトイル鋳鉄管異形管	JIS G 5527	内面 エポキシ樹脂粉体塗装	
（普通押輪、特殊押輪）	JWWA G 114	（フッ素樹脂塗装合金ボルト・ナット同等品以上）	
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742		HIVP. TS
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743		
水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JWWA K 129		HIVP. RR
水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手	JWWA K 130		
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116		SGP. VB
水道用塗覆装鋼管	JIS G 3443		STW
	JWWA G 117		
水道用塗覆装鋼管の異形管	JIS G 3451		
	JWWA G 118		
水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144		HPPE
水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K 145		
水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762		PE
水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116		
水道用仕切弁及び	JIS B 2062	立形、フランジは大平面座形	
水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	内外面エポキシ樹脂粉体塗装	
（FCD）	JWWA B 122	内面エポキシ樹脂粉体塗装	
水道用バタフライ弁	JIS B 2064	内外面エポキシ樹脂粉体塗装	
（FCD）	JWWA B 138	フランジは大平面座形	
水道用空気弁	JIS B 2063	内外面エポキシ樹脂粉体塗装、フランジは大平面座形	
水道用急速空気弁	JWWA B 137	内外面エポキシ樹脂粉体塗装、フランジは大平面座形	
水道用地下式消火栓	JWWA B 103	内外面エポキシ樹脂粉体塗装、フランジは大平面座形	
水道用補修弁	JWWA B 126	ボール型、くの字レバー式等	
		内外面エポキシ樹脂粉体塗装	
		フランジは下面が大平面座形、上面が溝形	
フランジ形継手材		大平面座形と溝形を組み合わせた形式	
		GF形ガasket 1 号を標準	
		SUSボルト・ナット（焼付防止）同等品以上	
水道用サドル分水栓	JWWA B 117	ボール式	
	JWWA K 144	ボール式	

松阪市役所上下水道部

なお、上記材料で、その仕様について材料内説明細書を明記している場合は、明細書が優先する。
また、上記以外の材料については、材料内説明細書を優先すること。

松阪市 土日完全週休2日制工事（発注者指定型／経費補正なし）特記仕様書

1 土日完全週休2日制工事（以下、「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成届の提出日までを対象期間※¹として、現場閉所※²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5％）以上であることをいう。（別紙参照）

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く。

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場制作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間

なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示限る）を行った作業日は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3 受注者は、対象期間中の月毎に現場閉所の状況を監督員に報告すること。また、対象期間終了後には、通期の週休2日の達成状況を報告すること。

4 週休2日に関する経費の補正はしないものとする。

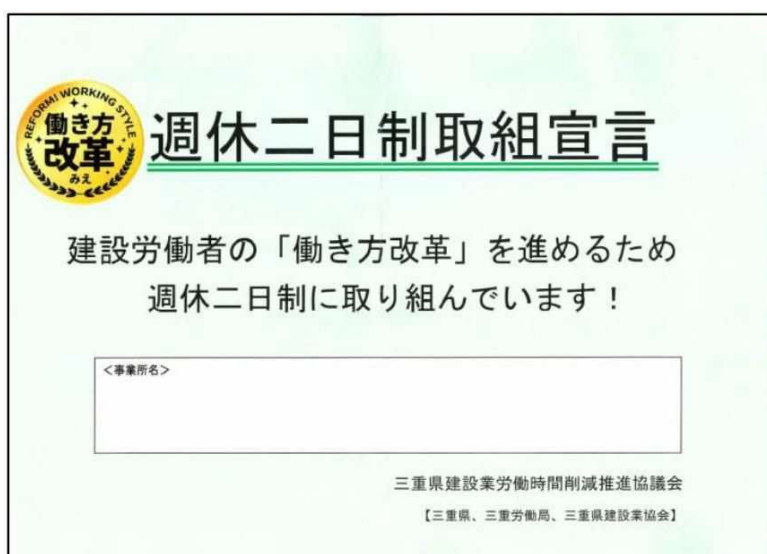
5 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示によるものを除く。）のため現場閉所日を平日に振り替える場合は、原則、前後2週間以内の平日へ振り替えるものとする。

- 6 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※3が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重労働局ダウンロードページ】

http://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

【別紙 通期の週休2日の考え方】

通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

通期の週休2日は、以下のとおり、月1回の現場閉所状況を確認し、対象期間終了後に週休2日の達成状況を確認する。

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 工事契約日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

A 月

- ・対象期間 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数/対象期間日数 対象外
- ・土日現場閉所 対象外

B月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2 工事着手	3	4	5
6	7	8	9 作業指示	10	11 土曜作業	12
13	14 振替え	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

B 月

- ・対象期間 29 日
- ・現場閉所日数 8 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 8 日/29 日＝27.6…NG 工期全体で評価
- ・土日現場閉所 OK（土曜作業 OK、振替え OK）

C月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 工事完成	27	28	29	30

C 月

- ・対象期間 6 日
- ・現場閉所日数 2 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 2 日/6 日＝33.3… OK
- ・土日現場閉所 OK

準備・後片付け期間
 対象期間

通期（工期全体）

- ・対象期間 35 日
- ・閉所日数 10 日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 10 日/35 日＝28.6…
- ・土日現場閉所 全て OK

【参考】現場閉所状況の報告書の例（松阪市 HP からダウンロードできます）

[illegible]

熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和7年6月版]

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2. この特記仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

但し、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」※までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

※「工期末前の受発注者間で協議した日」は、監督員が最終変更設計書の作成開始日とすることを基本とする。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

(4) 熱中症対策補正值

以下の式により算出された値をいう。

$$\text{熱中症対策補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

※真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

3. 気温の計測方法等は次のとおりとする。

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

気温は、施工箇所から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

4. 現場管理費の算出方法等については次のとおりとする。

受注者から提出された計測結果の資料をもとに、熱中症対策補正値を算出し、現場管理費の算出を行うものとする。なお、現場管理費の算出については、「松阪市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領[令和7年6月版]」によるものとし、設計変更の対象とする。

5. その他

受注者は熱中症対策の対象となる工事期間を監督員と協議すること。

情報共有システムの試行に関する特記仕様書

情報共有システムとは、最新版の「三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-2 用語の定義 25.情報共有システム」のほかに、以下のとおりとする。

1. 本案件は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより作業の効率化を図る情報共有システムの試行対象案件である。
なお、試行にあたっては最新版の「松阪市情報共有システム試行要領」及び国土交通省が定める最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。
2. 受注者は、本案件で利用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という)を選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。
その際、選定する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事においては国土交通省が定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
 - ・設計業務等においては国土交通省が定める最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
3. 利用するサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①ASPに関する障害を適正に処理、解決できる体制。
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事項。
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上ASPの利用を停止することができる事項。
 - ④サポート体制・操作説明会の開催等に関する事項。
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。

6. 情報共有システムの利用に係る費用(利用料金)は受注者がサービス提供者に支払うものとし、それに相当する額は、土木工事においては共通仮設費の率分に含まれている。設計業務等においては、各積算基準によるものとし、率分に含まれない場合は、必要となる費用は設計変更の対象とする。
- 利用料金とは、情報共有システムの登録料及び利用料をいう。
7. 受注者は、完成納品時において、電子検査用ビューア等を作成すること。

松阪市
令和8年6月